

平成30年8月28日  
教育庁総務課

## 平成29年度教育委員会活動の点検・評価の概要について

### 1 点検・評価の根拠

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成20年4月施行）により、下記事項が規定された。（第26条）
  - ・ 教育委員会が自らの権限に属する事務の管理・執行状況について、毎年度、点検・評価すること。
  - ・ その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること。
  - ・ 点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ること。

### 2 点検・評価の対象

- 29年度における教育委員会の活動状況
- 県教育委員会が「第6次山形県教育振興計画」に基づき29年度に重点的に取り組んだ事務事業

### 3 学識経験者の知見の活用

- 学識経験者等で構成する「山形県教育懇話会」において意見聴取を行う。

### 4 点検・評価の予定

- 8月28日 教育懇話会において、報告書（案）に関して意見聴取
- 9月12日 定例教育委員会において、報告書を決議
- 10月 県議会9月定例会の最終日に決算資料とともに県議会に提出。また、県のホームページにより公表。